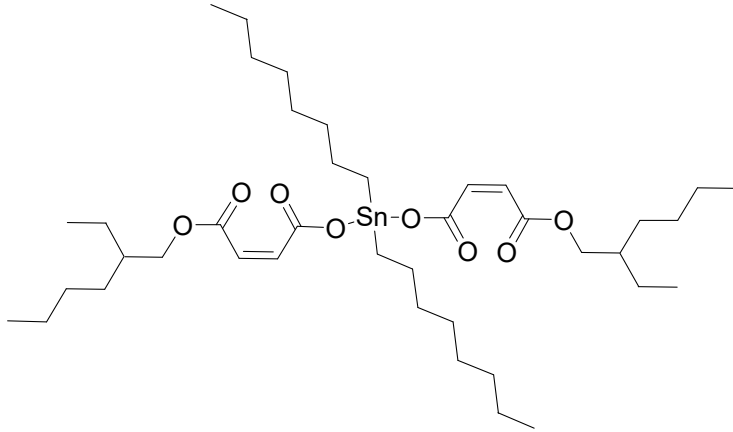


# 皮膚障害物質データシート

## (2) No.2、3、5 ポリ塩化ビニル製手袋 (2004-2547、2004-2651、2005-1114) の原因化学物質



Di (n-octyl) tin-bis (2-ethylhexylmaleate)

ジ (n-オクチル) 錫-ビス (2-エチルヘキシルマレート)

C40H72O8Sn=Mol. Wt.: 799.70

CAS No. 10039-33-5

用途：安定剤 (ラジカル吸収剤)

事故原因究明テストの結果、アレルギー性接触皮膚炎の原因物質として確認され、強力な感作性が明らかになった。皮膚接触により感作が成立し、アレルギーを発症したものと考えられる。

同一の安定剤が添加されたポリ塩化ビニル製手袋により、4件の皮膚障害事故が発生し、内3件で陽性反応が確認された。FDAの「食物接触用品の中で使用される添加物 (ODC No.5532)」5であることから安全性の高い化学物質として使用されていた。

### (2) ジ (n-オクチル) 錫ビス (2-エチルヘキシルマレート)

No.2、3、5のポリ塩化ビニル製手袋 (2004-2547、2004-2651、2005-1114) の事故は、ジ (n-オクチル) 錫ビス (2-エチルヘキシルマレート) が安定剤 (塩素ラジカル吸収剤) として添加されたポリ塩化ビニル製手袋で発生した。ポリ塩化ビニルは、光により塩素ラジカルを遊離するため、着色、劣化する性質があることから、塩素ラジカル吸収剤が必要である。製造メーカーは、他の塩素ラジカル吸収剤への変更し、安全性の確認中である。

ジ (n-オクチル) 錫ビス (2-エチルヘキシルマレート) は、FDAの食品接触用品に添加が認められている化学物質 5) であることから、安全性が高いものとして使用されてきた。しかし、強感作性が人体で確認されたことから注意が必要であり、身体と接触する製品分野への使用の中止が望まれる。

事件事例を見る限り強感作物質で思われるが、今まで、全く感作性が確認されていなか

った。大量に使用されていることから、JAPAN チャレンジプログラム等化学物質総合安全施策により、動物実験による客観的な感作性情報の収集が必要と考えられる。

5) U.S. Food and Drug Administration (FDA) Center for Food Safety and Applied Nutrition (CFSAN): The List of "Indirect" Additives Used in Food Contact Substances  
<http://vm.cfsan.fda.gov/~dms/opa-indt.html>